



島根県報

平成17年 1月14日 (金)
第 1,641 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|--------------------------|-----------------|---|
| 島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 | (景 観 自 然 課) | 2 |
| 島根県水産振興審議会規則の一部を改正する規則 | (農 林 水 産 総 務 課) | 3 |
| 島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 | (水 産 課) | 3 |

告 示

| | | |
|------------------------------|---------------|----|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (健康福祉総務課) | 4 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 4 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (") | 4 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 5 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 5 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障 害 者 福 祉 課) | 6 |
| 島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正 | (農 業 経 営 課) | 6 |
| 企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 | (") | 8 |
| ヨ－ネ病の発生 | (畜 産 振 興 課) | 8 |
| 換地計画書の縦覧 (3 件) | (農 村 整 備 課) | 8 |
| 保安林予定森林 | (森 林 整 備 課) | 9 |
| 解除予定保安林 | (") | 10 |
| 保安林の指定施業要件の変更 (2 件) | (") | 10 |
| 漁船損害補償加入区の一部改正 (2 件) | (水 産 課) | 11 |
| 島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 | (") | 11 |
| 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 | (") | 12 |
| 島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部改正 | (") | 12 |
| 道路の区域の決定 | (道 路 維 持 課) | 12 |
| 道路の区域の変更 | (") | 13 |
| 道路の供用開始 | (") | 13 |
| 都市計画事業変更の認可 | (下 水 道 推 進 課) | 14 |
| 一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域 | (建 築 住 宅 課) | 14 |

公 告

| | | |
|-----------------------------------|-----------------|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件) | (環 境 生 活 総 務 課) | 15 |
| 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 | (水 産 課) | 16 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 18 |

選 管 告 示

| | |
|-------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体 | 18 |
| 政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体 | 20 |
| 政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体 | 25 |
| 政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体 | 27 |

| | |
|----------------------------------|-------------|
| 政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体 | 27 |
| 政治資金規正法の規定に基づく指定の取消の届出のあった資金管理団体 | 27 |
| 個人演説会を開催することができる施設の住所表記等の変更 | 28 |
| 不在者投票を行うことができる施設の住所表記の変更 | 28 |
| 監査公表 | |
| 平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置 | 29 |
| 正 誤 | |
| 平成16年 6月22日付け島根県報第1,583号中 | (廃棄物対策課) 38 |
| 平成16年 9月24日付け島根県報第1,610号中 | (教育庁総務課) 38 |

公布された条例等のあらまし

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第 2 号)

1 規則の概要

- (1) 島根県立自然公園の特別地域において風力発電施設の新築、改築及び増築を許可する場合の審査基準を定めることとした。(第19条の2 関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県水産振興審議会規則の一部を改正する規則 (規則第 3 号)

1 規則の概要

審議会の委員の選定対象を改めることとした。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則 (規則第 4 号)

1 規則の概要

- (1) 市町村合併に伴い、市町村の名称を改正することとした。(第40条、第42条、第43条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 2 号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則 (昭和36年島根県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第19条の2 中第25項を第26項とし、第22項から第24項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第21項第 2 号ただし書中「在来の動植物の保存その他当該特別地域における在来の風致の維持のために必要と認められる場合又は」を削り、同項を同条第22項とし、同条中第11項から第20項までを 1 項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の 1 項を加える。

11 条例第11条第 4 項第 1 号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可の基準は、第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに前項第 7 号及び第 9 号に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる基準に適合するものであること。ただし、学術研究その他の公益上必要なものであり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県立自然公園条例施行規則第19条の 2 の規定は、この規則の施行の日以後に行われる島根県立自然公園条例第11条第 4 項の規定による許可の申請（以下「許可申請」という。）について適用し、この規則の施行の前に行われた許可申請については、なお従前の例による。

島根県水産振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 3 号

島根県水産振興審議会規則の一部を改正する規則

島根県水産振興審議会規則（平成14年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の長」の次に「又はその職員」を加え、「海区漁業調整委員会の委員、金融機関の役職員及び学識経験を有する者」を「学識経験を有する者その他知事が適当と認める者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 4 号

島根県漁業調整規則の一部を改正する規則

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第16号」を「第15号」に、「第17号」を「第16号」に改める。

第40条中「八束郡美保関町」を「松江市美保関町」に改める。

第42条の表機船手繰網漁業の項禁止区域の欄第 1 号中「山口県大津郡」を「山口県長門市」に、「八束郡」を「松江市」に、「鳥取県気高郡」を「鳥取県鳥取市」に改める。

第43条中「八束郡」を「松江市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第40条の改正規定、第42条の表機船手繰網漁業の項の改正規定中「八束郡」を「松江市」に改める部分及び第43条の改正規定 平成17年 3月31日
- (2) 第42条の表機船手繰網漁業の項の改正規定中「山口県大津郡」を「山口県長門市」に改める部分 平成17年 3月22日

日

告 示

島根県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|---------------|-----------|
| 医療法人 仁和会 白枝内科クリニック | 出雲市白枝町889 1 | 平成17年1月1日 |
| 医療法人 慈誠会 山根病院 | 浜田市熱田町1517番地1 | 平成17年1月1日 |
| 医療法人社団 もりわき眼科 | 浜田市日脚町244番地8 | 平成17年1月1日 |

島根県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|---------------|-------------|
| 白枝内科クリニック | 出雲市白枝町889 1 | 平成16年12月31日 |
| 山根病院 | 浜田市熱田町1517番地1 | 平成17年1月1日 |
| もりわき眼科 | 浜田市日脚町244番地8 | 平成16年12月31日 |

島根県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|------------|--------|------------------------------|-----------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 訪問介護 | 益田市匹見訪問介護事業所 | 益田市匹見町匹見イ1208番地 | 平成16年11月1日 |
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 訪問入浴介護 | 益田市匹見訪問入浴介護事業所 | 益田市匹見町澄川イ277番地1 | 平成16年11月1日 |

| | | | | | |
|-------------------|------------------|----------|---------------------|------------------|------------|
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 通所介護 | 益田市匹見通所介護事業所 | 益田市匹見町澄川イ277番地1 | 平成16年11月1日 |
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 居宅介護支援事業 | 益田市匹見居宅介護支援事業所 | 益田市匹見町匹見イ1208番地 | 平成16年11月1日 |
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 短期入所生活介護 | 益田市立特別養護老人ホーム もみじの里 | 益田市匹見町匹見イ1208番地 | 平成16年11月1日 |
| 益田市 | 益田市常盤町1番1号 | 介護老人福祉施設 | 益田市立特別養護老人ホーム もみじの里 | 益田市匹見町匹見イ1208番地 | 平成16年11月1日 |
| 社会福祉法人 真心会 | 平田市園町字妻ノ神2606番地1 | 居宅介護支援事業 | るんびにい苑居宅介護支援事業所 | 平田市園町字妻ノ神2606番地1 | 平成16年12月1日 |
| 特定非営利活動法人 たすけあい平田 | 平田市平田町21121 | 居宅介護支援事業 | NPO法人たすけあい平田 | 平田市平田町21121 | 平成16年12月1日 |

島根県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 廃止する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 廃止年月日 |
|-----------------------------|-----------------|----------|------------------------------|------------------|-------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 訪問介護 | 匹見町訪問介護事業所 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1208 | 平成16年10月31日 |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 訪問入浴介護 | 匹見町訪問入浴介護事業所 | 美濃郡匹見町大字澄川イ277 1 | 平成16年10月31日 |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 通所介護 | 匹見町通所介護事業所 | 美濃郡匹見町大字澄川イ277 1 | 平成16年10月31日 |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 居宅介護支援事業 | 匹見町居宅介護支援事業所 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1208 | 平成16年10月31日 |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 短期入所生活介護 | 匹見町特別養護老人ホーム「もみじの里」 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1208 | 平成16年10月31日 |
| 匹見町 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1260 | 介護老人福祉施設 | 匹見町特別養護老人ホーム「もみじの里」 | 美濃郡匹見町大字匹見イ1208 | 平成16年10月31日 |

島根県告示第24号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|--------|---------------|---------------------|---------------|
| 有限会社 ハローサービス | 訪問介護 | はろー訪問介護ステーション | 雲南市三刀屋町三刀屋1209 1 | 平成17年 1月1日 |
| 社会福祉法人 豊心会 | 訪問介護 | 明翔苑訪問介護事業所 | 松江市西浜佐陀町1399 34 | 平成17年 1月4日 |

島根県告示第25号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|------------|----------|-------------------|-------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 林 彦多 | 外科 | 六日市病院 | 鹿足郡六日市町大字六日市368 4 | 平成16年12月28日 |
| 佐々木佳裕 | 小児科 | 松江生協病院 | 松江市西津田 8 8 8 | 平成16年12月28日 |
| 目谷浩通 | リハビリテーション科 | 玉造厚生年金病院 | 八束郡玉湯町大字湯町 1 2 | 平成16年12月28日 |
| 村田雅明 | 整形外科 | 益田赤十字病院 | 益田市乙吉町イ103 1 | 平成16年12月28日 |
| 吉川尚秀 | 整形外科 | 益田赤十字病院 | 益田市乙吉町イ103 1 | 平成16年12月28日 |

島根県告示第26号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

| | | 利 子 補 給 率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 融資機関が措置要綱第 3 の 2 のア、ウ及びオに掲げる者である場合 | | | | | 融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合 | | | | | | | | | | | |
| 1 措置要綱第 2 の (1) の加工流通施設整備資金 | 中山間地域活性化資金の種類 | 貸付期間が 6 年以内の場合 | 年 1.95 パーセント | 年 1.85 パーセント | 年 1.75 パーセント | 年 1.65 パーセント | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.8 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | |
| | | 貸付期間が 7 年以内の場合 | 年 1.95 パーセント | 年 1.85 パーセント | 年 1.75 パーセント | 年 1.65 パーセント | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.8 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | |
| | 大企業以外の者に貸し付ける場合 | 貸付期間が 6 年以内の場合 | 年 1.95 パーセント | 年 1.85 パーセント | 年 1.75 パーセント | 年 1.65 パーセント | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.8 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | |
| | | 貸付期間が 7 年以内の場合 | 年 1.95 パーセント | 年 1.85 パーセント | 年 1.75 パーセント | 年 1.65 パーセント | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.8 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | |
| | 大企業に貸し付ける場合 | 貸付期間が 6 年以内の場合 | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 0.95 パーセント | 年 0.85 パーセント | 年 0.75 パーセント | 年 0.65 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | 年 0.1 パーセント | | | |
| | | 貸付期間が 7 年以内の場合 | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 0.95 パーセント | 年 0.85 パーセント | 年 0.75 パーセント | 年 0.65 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.4 パーセント | 年 0.3 パーセント | 年 0.1 パーセント | | | |
| | 2 措置要綱第 2 の (2) の保健機能増進施設整備資金 | 貸付期間が 6 年以内の場合 | 年 2.2 パーセント | 年 2.1 パーセント | 年 2.0 パーセント | 年 1.9 パーセント | 年 1.7 パーセント | 年 1.6 パーセント | 年 1.5 パーセント | 年 1.4 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.05 パーセント | 年 0.85 パーセント | 年 0.75 パーセント | 年 0.65 パーセント | 年 0.55 パーセント |
| | | 貸付期間が 7 年以内の場合 | 年 2.2 パーセント | 年 2.1 パーセント | 年 2.0 パーセント | 年 1.9 パーセント | 年 1.7 パーセント | 年 1.6 パーセント | 年 1.5 パーセント | 年 1.4 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.05 パーセント | 年 0.85 パーセント | 年 0.75 パーセント | 年 0.65 パーセント | 年 0.55 パーセント |
| | 3 措置要綱第 2 の (3) の生活環境施設整備資金 | 大企業に貸し付ける場合 | 年 1.95 パーセント | 年 1.85 パーセント | 年 1.75 パーセント | 年 1.65 パーセント | 年 1.45 パーセント | 年 1.35 パーセント | 年 1.25 パーセント | 年 1.15 パーセント | 年 1.05 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.8 パーセント | 年 0.6 パーセント | 年 0.5 パーセント | 年 0.45 パーセント | 年 0.35 パーセント |
| | | 大企業以外の者に貸し付ける場合 | 年 1.7 パーセント | 年 1.6 パーセント | 年 1.5 パーセント | 年 1.4 パーセント | 年 1.2 パーセント | 年 1.1 パーセント | 年 1.0 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.9 パーセント | 年 0.75 パーセント | 年 0.65 パーセント | 年 0.55 パーセント | 年 0.35 パーセント | 年 0.25 パーセント | 年 0.15 パーセント | 年 0.05 パーセント |
| | | 年 1.25 パーセント | | | | | 年 0.4 パーセント | | | | | | | | | | | |
| | | 年 1.25 パーセント | | | | | 年 0.4 パーセント | | | | | | | | | | | |

附 則

- この告示は、平成17年1月14日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年12月20日から適用する。
- 平成16年12月20日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第27号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年1月14日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年12月20日以後の貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第28号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 生年月日 | 発生頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日 | その他参考となるべき事項 |
|----------|-------|------------|------|---------|-------------|--------------|
| ヨーネ病（患畜） | 牛 | 平成13年2月28日 | 1頭 | 出雲市乙立町 | 平成16年12月22日 | ホルスタイン種、自家産牛 |

島根県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南（吉田）地区小木工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 縦覧の期間
平成17年1月14日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち東地区山根工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年 1月14日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（柿木）地区井手ヶ原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てすることができる。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成17年 1月14日から21日間

3 縦覧の場所

柿木村役場

島根県告示第32号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2940、2940 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第33号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

飯石郡飯南町長谷906-4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第34号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和52年5月10日農林省告示第472号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第35号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農

林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和62年 4月 7日農林省告示第409号の二

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第36号

漁船損害補償加入区(昭和35年島根県告示第956号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月14日から施行する。
平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | |
|-------------------|--------------------------------------|---|
| 「西郷加入区 表中 都万村」 | 周吉郡西郷町(大字中村・元屋・湊・伊後を除く。) 隠岐郡都万村一円 | を |
|-------------------|--------------------------------------|---|

| | | |
|-----------------|--|-------|
| 「西郷加入区 隠岐の島」 | 隠岐郡隠岐の島町城北町、栄町、東町、中町、西町、港町、岬町、大久、釜、犬来、飯田、東郷、上西、原田、平、池田、有木、下西、西田、今津、加茂 " 隠岐の島町(城北町、栄町、東町、中町、西町、港町、岬町、大久、釜、犬来、飯田、東郷、上西、原田、平、池田、有木、下西、西田、今津及び加茂を除く。) | に改める。 |
|-----------------|--|-------|

島根県告示第37号

漁船損害補償加入区(昭和35年島根県告示第1081号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月14日から施行する。
平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | |
|------------------------------|---|------|
| 「中村加入区 表中 布施村加入区 五箇加入区 | 中村大字中村、元屋、湊、西村、伊後 周吉郡布施村 " 五箇村大字北方、南方、代、久見」 | を削る。 |
|------------------------------|---|------|

島根県告示第38号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。
平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | | | |
|-----|---|---------|---------|---|---------|-------|
| 別表中 | を | 「 | 年1.7%以内 | 「 | 年1.6%以内 | に改める。 |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |
| | | 年1.7%以内 | 年1.6%以内 | | | |

附 則

- 1 この告示は、平成17年1月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年12月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第39号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年1月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成16年12月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第40号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱（平成16年島根県告示第990号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「0.90パーセント」を「0.80パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成17年1月14日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年12月20日以後に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金については、なお従前の例による。

島根県告示第41号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備 考 |
|-------|---------|----------------------------------|--------------------------|-----------------|-------------|-----|
| | | 区 間 | 敷地の幅員 | 延 長 | | |
| 県 道 | 久城インター線 | 益田市高津町イ1128番45地先から同市久城町150番1地先まで | メートル 13.50 ~ 73.00 | メートル 2520.00 | 益田土木建築事務所 | |

島根県告示第42号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | 管轄する地方機関の名称 | 備 考 | |
|-------|---------|--------------------------------------|--------|------------------|-------------------------|----------------|-----------|---|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | | | |
| 一般国道 | 431号 | 松江市手角町字川島477 4地先から同町字中坪485 3地先まで | 前 | A | メートル 8.00 ~ 17.50 | メートル 110.00 | 松江土木建築事務所 | 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ仮設道設置 |
| | | | 後 | A | 8.00 ~ 17.50 | 110.00 | | |
| | | | | B | 14.50 ~ 17.50 | 100.00 | | |
| 県 道 | 多伎江南出雲線 | 出雲市知井宮町字鎌刈1212番地先から同市下古志町729番2地先まで | 前 | A | 6.00 ~ 50.50 | 1966.00 | 出雲土木建築事務所 | 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ延伸 |
| | | | | B | 12.00 ~ 47.00 | 1290.00 | | |
| | | 後 | A | 6.00 ~ 50.50 | 1966.00 | | | |
| | | | B | 12.00 ~ 47.00 | 1950.00 | | | |
| | | 出雲市知井宮町字鎌刈1212番地先から同市下古志町903番地13地先まで | | | | | | |

島根県告示第43号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|----------------------------------|-----------------|----------------|-------------|----|
| 一般国道 | 431号 | 松江市野原町112地先から同市手角町473 2地先まで | メートル 1340.00 | 平成17年 1月14日 | 松江土木建築事務所 | |
| " | " | 松江市手角町字川島477 4地先から同町字中坪485 3地先まで | 100.00 | " | | |
| " | 186号 | 浜田市河内町1620番4地先から同町3338番10地先まで | 240.00 | " | 浜田土木建築事務所 | |
| 県道 | 美川周布線 | 浜田市穂出町口280番2地先から同地先まで | 98.00 | " | | |
| " | 川本波多線 | 邑智郡美郷町吾郷115番1地先から同183番3地先まで | 363.00 | " | 川本土木建築事務所 | |

島根県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の変更を認可をしたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

津和野町

2 都市計画事業の種類及び名称

津和野都市計画下水道事業

津和野公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月11日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号の事業地に、津和野町大字寺田字鳥落、字尾首部、字弥平田、及び字上ノ口、並びに大字後田字乙女、字法心庵床、字蕪坂、字蕪坂口、字御搭、字下山根、字興源路、及び字太鼓谷、並びに大字森村字代官町、字丸山、字畦田、字森、字森本町、字堀内、字下中島、字上中島、字柳町、字店屋丁、字落田、字上ノ益、字杉ヶ森、字中尾、及び字松原を加え、大字後田字後田、字戎町、字山根、字久保町、字袋町、字河原町、字今市、及び字殿町地内において事業地を変更する。

島根県告示第45号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、松江土木建築事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

安来市切川町字白井1196 - 13、1196 - 3、1196 - 7、1196 - 8、1196 - 9、1196 - 10、1196 - 12

2 認定の年月日及び番号

平成16年12月27日 第3号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 斐川町体育協会

3 代表者の氏名

青木 誠

4 主たる事務所の所在地

簸川郡斐川町大字莊原町2876番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、斐川町内に居住・勤務するものに対して、スポーツ振興に関する事業を行い、もって地域におけるスポーツ文化の振興・発展並びに活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 1月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 介護福祉サービス くすもと

3 代表者の氏名

安部才朗

4 主たる事務所の所在地

隠岐郡隠岐の島町那久291番地

5 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とするお年寄りに対して、介護サービスに関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、平成14年の海面漁業生産量が全国第16位、生産額で第23位となっており、漁業就業者は4,100人となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

- (3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県

ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 平成16年 1月から12月（ずわいがにについては平成16年 7月から平成17年 6月）の知事管理量 | 平成17年 1月から12月（ずわいがにについては平成17年 7月から平成18年 6月）の知事管理量 |
|----------------|---|---|
| まいわし | 若干 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 7,000トン | 8,000トン |
| まあじ | 55,000トン | 30,000トン |
| するめいか | 若干 | 若干 |
| ずわいがに | 若干 | 若干 |

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 第一種特定海洋生物資源の採捕の種類 | 平成16年 1月から12月の知事管理量 | 平成17年 1月から12月の知事管理量 |
|----------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| まいわし | 中型まき網漁業 | 若干 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 中型まき網漁業 | 6,000トン | 7,000トン |
| まあじ | 中型まき網漁業 | 52,000トン | 28,000トン |

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば又はまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理

し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成17年1月14日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

浜田都市計画用途地域

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-------------------|--------|----------|----------------------|
| 自由民主党島根県出雲市第六支部 | 萬代 輝正 | 川上 正彦 | 出雲市矢野町150 - 1 萬代ビル1階 |
| 自由民主党島根県歯科技工士支部 | 道端 恒雄 | 川崎 俊晴 | 松江市東津田町1222 - 5 |
| 自由民主党島根県平田市第一支部 | 園山 繁 | 加藤 昇 | 平田市西平田町219 |
| 民主党島根県参議院選挙区第1総支部 | 神門 至 | 石倉 幹 | 松江市大正町446 - 23 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------------|--------|----------|--------------------------------|
| おくだ正雄後援会 | 奥田 正雄 | 奥田 香代子 | 八束郡宍道町大字宍道1014 - 1 |
| 福間ひろお後援会 | 内藤 哲朗 | 福間 妙子 | 八束郡玉湯町湯町795 - 1 ラックWATANABE 1 |
| T K C 細田博之政経研究会 | 稲田 一豊 | 安達 幸男 | 松江市殿町194 |
| 飯石英雄後援会 | 飯石 英雄 | 飯石 美津子 | 雲南市木次町木次462 |
| 石飛郁輔後援会 | 高木 恒夫 | 澤田 君保 | 雲南市加茂町加茂中1005 - 11 |
| 大久保ごろう後援会 | 林 幸男 | 瀧本 隆三 | 益田市久城町417 - 18 |
| 島根中村ひろひこ後援会 | 名越 彰 | 高橋 信義 | 松江市東朝日町192 - 1 サーパスシティ東朝日町913号 |
| 樋口忠三後援会 | 森脇 登 | 柿谷 忠 | 邑智郡川本町大字川下1302 |
| 中島けいじ後援会 | 岩崎 功 | 柳田 茂喜 | 益田市喜阿弥町イ18 |
| 林卓雄後援会 | 林 卓雄 | 福場 林吉 | 益田市上黒谷町488 |
| 永見おしえ後援会 | 永見 おしえ | 北村 剛 | 益田市駅前町4 - 7 |
| 福原宗男後援会 | 福原 孝浩 | 福原 哲 | 益田市遠田町1127 |
| 細田博之後援会 | 桜井 誠己 | 立脇 邦彦 | 松江市堂形町881 |
| 野村良二後援会 | 澄川 堅造 | 佐々木 昭良 | 益田市西平原町702 - 9 |
| なかよし会 | 吉田 貢 | 洲浜 昭夫 | 隠岐郡西ノ島町美田1731 |
| 南風会 | 南波 巖 | 杉山 壽美 | 松江市上東川津町1783 |
| しらかわ寿憲後援会 | 大岡 正行 | 山本 秀人 | 邑智郡邑南町目貫3001 - 1 |
| 矢富洋司後援会 | 野村 好晴 | 矢富 和心 | 益田市津田町1309 - 1 |
| 松崎ともかず後援会 | 松崎 貞幸 | 松崎 純次 | 益田市久城町958 - 4 |
| 福原慎太郎後援会 | 福原 慎太郎 | 中島 久晴 | 益田市幸町1 - 25 |
| ごうど至と島根の政治を変える会 | 神門 至 | 門脇 光男 | 松江市大正町446 - 23 |
| 火土水会 | 村上 典雄 | 村上 忠子 | 益田市白上町イ - 713 |
| 神門至後援会 | 石橋 大吉 | 黒田 邦宏 | 松江市大正町446 - 23 |
| 福慎会 | 佐々木 健次 | 阿知波伸二郎 | 益田市乙吉町イ335 - 11 |
| 村上義一後援会 | 永嶺 高夫 | 村上 照光 | 鹿足郡日原町大字扇町188 - 1 |
| 藤原芳男後援会 | 定森 宏好 | 梶谷 和子 | 浜田市内田町584 - 1 |

| | | | |
|--------------------|-------|--------|--------------------|
| 阿川光美後援会 | 阿川 光美 | 阿川 光美 | 雲南市三刀屋町古城227 |
| 雲南市に広く幸せを築く吾郷広幸後援会 | 小林 滝光 | 塚本 祐次 | 雲南市木次町新市290 |
| 青木幸正後援会 | 青木 幸正 | 高木 誠次 | 雲南市加茂町加茂中1330 - 29 |
| 深田徳夫後援会 | 深田 徳夫 | 深田 初江 | 雲南市加茂町猪尾74 - 2 |
| 藤原信宏後援会 | 藤原 信宏 | 来間 武司 | 雲南市三刀屋町給下620 - 2 |
| 山崎正幸後援会 | 中西 正義 | 嘉本 正夫 | 雲南市大東町下久野636 |
| 岡田盛行後援会 | 板垣 安夫 | 徳島 輝信 | 雲南市吉田町吉田3093 |
| 堀江治之後援会 | 多賀 輝雄 | 藤原 崇 | 雲南市木次町下熊谷1073 |
| えすみ一徳後援会 | 江隅 一徳 | 江隅 やよい | 雲南市木次町西日登104 |
| 三星会 | 星野 智 | 松原 吉宣 | 雲南市三刀屋町三刀屋339 |
| 田中あきこ後援会 | 田中 明子 | 野々村美代子 | 松江市比津町34 - 1 - 201 |
| 佐藤嘉夫後援会 | 内田 弘一 | 佐藤 重夫 | 雲南市木次町山方53 |
| かもと祐一後援会 | 嘉本 祐一 | 嘉本 祐一 | 安来市西赤江町824 - 92 |

島根県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-------------------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 自由民主党柿木村支部 | 代 表 者 | 田村 惇 | 三浦 中 |
| 自由民主党島根県地域振興・防災支部 | 政治団体の名称 | 自由民主党島根県地域振興・防災支部 | 自由民主党島根県地方行政支部 |
| 自由民主党島根県平田市第二支部 | 代 表 者 | 山口 弥 | 山口 元 |
| 自由民主党布施村支部 | 代 表 者 | 山根 章 | 山川 瑛 |
| 自由民主党布施村支部 | 主たる事務所 の所在地 | 隠岐郡隠岐の島町卯敷6 | 隠岐郡隠岐の島町布施382 - 1 |
| | 代 表 者 | 鍛 剛 | 山根 章 |
| | 会計責任者 | 川上 義人 | 升崎 勝吉 |
| 自由民主党島根県LPガス支部 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市千鳥町15 | 松江市母衣町55 - 4 |
| 社会民主党島根県連合 | 代 表 者 | 清水 勝 | 日高 勝明 |
| 公明党島根県本部 | 会計責任者 | 篠原 栄 | 加本 市郎 |
| 自由民主党斐川支部 | 会計責任者 | 岡田 征記 | 持田 義春 |
| 自由民主党六日市町支部 | 主たる事務所 の所在地 | 鹿足郡六日市町六日市965 - 3 | 鹿足郡六日市町七日市635 - 1 |

| | | | |
|--------------------|----------------|--------------------|-------------------|
| | 代 表 者 | 安永 友行 | 岩上 武史 |
| | 会計責任者 | 能美 勝臣 | 森下 保 |
| 自由民主党八雲支部 | 会計責任者 | 石倉 豊 | 岩崎 健一 |
| 自由民主党五箇村支部 | 代 表 者 | 村上 光正 | 池田 邦幸 |
| 自由民主党島根県林業支部 | 代 表 者 | 手銭 長光 | 絲原 義隆 |
| 自由民主党出雲支部 | 会計責任者 | 小川 弘知 | 三上 辰男 |
| 自由民主党匹見町支部 | 会計責任者 | 渡辺 勲 | 栗田 峯明 |
| 自由民主党大東支部 | 主たる事務所 の所在地 | 雲南市大東町飯田91 - 31 | 雲南市大東町大東1722 |
| | 代 表 者 | 妹尾 満郎 | 石橋 大造 |
| 自由民主党日原支部 | 主たる事務所 の所在地 | 鹿足郡日原町商人1371 | 鹿足郡日原町日原32 - 1 |
| | 代 表 者 | 田中 瑞穂 | 豊田 國男 |
| | 会計責任者 | 田中 瑞穂 | 豊田 國男 |
| 自由民主党広瀬町支部 | 主たる事務所 の所在地 | 安来市広瀬町西比田1644 - 3 | 安来市広瀬町富田761 |
| | 代 表 者 | 梅林 守 | 吉岡 勝三 |
| | 会計責任者 | 岩田 拓郎 | 長島 伸一 |
| 自由民主党頓原支部 | 主たる事務所 の所在地 | 飯石郡飯南町頓原2033 | 飯石郡飯南町頓原2275 - 1 |
| | 代 表 者 | 本田 哲三 | 鳥屋ヶ原 孝 |
| | 会計責任者 | 和田 幹雄 | 鳥屋ヶ原 孝 |
| 自由民主党21世紀島根をつくる会 | 会計責任者 | 河野 一江 | 宮田 正枝 |
| 自由民主党島根県宅建支部 | 会計責任者 | 浜松 滋夫 | 古藤 武好 |
| 自由民主党大田支部 | 代 表 者 | 竹腰 創一 | 近藤 浩平 |
| 自由民主党伯太支部 | 会計責任者 | 瀬尾 宏美 | 河場 秀夫 |
| 自由民主党島根県出雲市第二支部 | 会計責任者 | 岩田 明浩 | 山崎 昇一 |
| 日本共産党中部地区委員会 | 代 表 者 | 佐々木 洋子 | 宅和 儀師 |
| 民主党島根県総支部連合会 | 代 表 者 | 内田 敬 | 石田 良三 |
| 自由民主党川本支部 | 主たる事務所 の所在地 | 邑智郡川本町大字川本531 - 3 | 邑智郡川本町大字北佐木154 |
| | 代 表 者 | 三好 政義 | 笠井 良晴 |
| | 会計責任者 | 森岡 武史 | 森原 忠夫 |
| 自由民主党島根県大田市邇摩郡第一支部 | 主たる事務所 の所在地 | 大田市大田町大田八 - 31 | 大田市大田町大田イ443 - 11 |
| 自由民主党島根県電気通信支部 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市上乃木 9 丁目24 - 11 | 松江市西川津町3365 - 113 |
| | 代 表 者 | 渡辺 博 | 山代 修 |
| | 会計責任者 | 渡辺 博 | 山代 修 |
| 自由民主党西ノ島町支部 | 代 表 者 | 長府 吉信 | 池田 茂己 |

| | | | |
|-----------------|------------|--------------------|-----------------|
| 自由民主党玉湯町支部 | 主たる事務所の所在地 | 八束郡玉湯町大字玉造1008 - 1 | 八束郡玉湯町大字湯町173 |
| | 代 表 者 | 小泉 恒吉 | 福間 一義 |
| | 会計責任者 | 松浦 茂夫 | 小泉 恒吉 |
| 社会民主党島根県連合 | 主たる事務所の所在地 | 松江市雑賀町163櫻井ビル2階 | 松江市御手船場町557 - 7 |
| 社会民主党島根県松江支部 | 主たる事務所の所在地 | 松江市雑賀町163櫻井ビル2階 | 松江市御手船場町557 - 7 |
| 自由民主党島根県自動車整備支部 | 会計責任者 | 渡部 勉 | 藤原 淳生 |
| 自由民主党掛合町支部 | 代 表 者 | 石飛 隆 | 石飛 嘉宏 |
| 自由民主党島根県看護連盟支部 | 政治団体の名称 | 自由民主党島根県看護連盟支部 | 自由民主党看護連盟支部 |
| | 代 表 者 | 吉田 厚子 | 岩井 拙子 |
| | 会計責任者 | 吉田 厚子 | 岩井 拙子 |
| 社会民主党島根県浜田支部 | 代 表 者 | 横田 雪生 | 坂田 幸男 |
| | 会計責任者 | 江角 敏和 | 奥迫 敏 |
| 公明党松江総支部 | 主たる事務所の所在地 | 松江市西忌部町2366 | 松江市伊勢宮町537 - 6 |
| | 代 表 者 | 加本 市郎 | 落合 美恵子 |
| | 会計責任者 | 桂 善夫 | 落合 美恵子 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|---------------|------------|------------------|---------------------|
| | | 新 | 旧 |
| 加村せい子後援会 | 会計責任者 | 池尻 利良 | 加村 時郎 |
| 税理士による細田博之後援会 | 主たる事務所の所在地 | 松江市中原町3 | 松江市比津町34 - 1 |
| | 代 表 者 | 高橋 顕一 | 引野 隆 |
| | 会計責任者 | 永瀬 公男 | 高橋 顕一 |
| 井田徳義後援会 | 主たる事務所の所在地 | 雲南市大東町飯田91 - 31 | 雲南市大東町飯田82 - 1 |
| 森下保後援会 | 代 表 者 | 斎藤 保 | 中山 重實 |
| 島根県税理士政治連盟 | 主たる事務所の所在地 | 益田市乙吉町イ338 - 8 | 松江市比津町34 - 1 |
| | 代 表 者 | 藤江 義則 | 引野 隆 |
| | 会計責任者 | 吉本 弘行 | 永瀬 公男 |
| 山口元後援会 | 代 表 者 | 山口 弥 | 山口 元 |
| 島根県獣医師政治連盟 | 代 表 者 | 白石 清則 | 藤田 忍 |
| | 会計責任者 | 吉川 寛樹 | 吉野 精一 |
| 山本清澄後援会 | 主たる事務所の所在地 | 八束郡鹿島町恵曇町302 - 1 | 八束郡鹿島町佐陀本郷1361 - 10 |

| | | | |
|------------------|------------|-------------------------------|---------------------|
| 島根県司法書士政治連盟 | 会計責任者 | 藤井 敬久 | 杉原 秀範 |
| 青山善太郎後援会 | 会計責任者 | 青山 善一郎 | 川上 省自 |
| 全日本不動産政治連盟島根県本部 | 政治団体の名称 | 全日本不動産政治連盟島根県本部 | 全日本不動産政治連盟島根県支部 |
| | 主たる事務所の所在地 | 松江市東朝日町218 - 1 ラヴィナスアテンコート102 | 松江市南田町250 |
| | 会計責任者 | 田辺 晴幸 | 中村 正志 |
| 亀井久興後援会 | 主たる事務所の所在地 | 浜田市紺屋町43 - 5 | 浜田市元浜町229 - 1 |
| | 代表者 | 岩谷 百合雄 | 三賀森 勝 |
| 石田米治後援会 | 代表者 | 梶田 伸伍 | 竹岡 好延 |
| 岡田正隆後援会 | 会計責任者 | 長嶺 鹿義 | 三浦 常本 |
| 伊藤裕後援会 | 主たる事務所の所在地 | 簸川郡多伎町大字小田150 - 14 | 簸川郡多伎町大字久村299 - 1 |
| | 代表者 | 石飛 正 | 新田 芳信 |
| 島根県歯科技工士連盟 | 主たる事務所の所在地 | 松江市東津田町1222 - 5 | 松江市白潟本町43スティックビル3階 |
| 新生高山21世紀の会 | 代表者 | 下垣 公人 | 高村 貢 |
| 全日電工連政治連盟島根県支部 | 代表者 | 内村 順亮 | 矢田 蓮一郎 |
| 宮隅はじめ後援会 | 会計責任者 | 城市 正雄 | 清水 勇 |
| 中島けいじ後援会 | 代表者 | 大石 保 | 岩崎 功 |
| 女性党島根県松江総支局 | 政治団体の名称 | 女性党島根県松江総支局 | 女性党島根県支局 |
| 花手政勝後援会 | 代表者 | 白瀬 迪子 | 森 一幸 |
| 田村節美後援会 | 主たる事務所の所在地 | 松江市雑賀町128サンコーポフジ202号 | 松江市灘町63 - 7 |
| 島根県土地改良政治連盟 | 会計責任者 | 岡本 昭二 | 矢野 潔 |
| 島根県傷痍軍人会同妻の会政治連盟 | 主たる事務所の所在地 | 鹿足郡津和野町大字後田口446 | 浜田市田町35 |
| | 代表者 | 山田 平介 | 土井 博 |
| 民社協会東出雲支部 | 代表者 | 竹内 淳之助 | 櫻原 孝尚 |
| 島根県酪農政治連盟 | 会計責任者 | 別木 康吉 | 加藤 滋夫 |
| 島根県不動産政治連盟 | 会計責任者 | 浜松 滋夫 | 古藤 武好 |
| 新生大田輝くまちを創る会 | 会計責任者 | 月森 喜一郎 | 渡辺 正弘 |
| 佐々木広富美後援会 | 代表者 | 佐々木 慎司 | 佐々木 房義 |
| 内田たかし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 八束郡東出雲町大字揖屋町667 - 1 | 八束郡東出雲町大字揖屋町560 - 3 |
| | 代表者 | 永野 春樹 | 遠藤 渡 |
| | 会計責任者 | 森本 秀歳 | 永野 春樹 |
| 森山健一を育てる会 | 会計責任者 | 岩田 明浩 | 山崎 昇一 |
| 中島平一後援会 | 会計責任者 | 三浦 智 | 岡崎 克則 |

| | | | |
|-----------------------|----------------|------------------------------|---------------------------------|
| ホシザキ電機労働組合島根支部政治活動委員会 | 代 表 者 | 広野 泰生 | 石田 朋之 |
| | 会計責任者 | 落合 慎治 | 福田 秀喜 |
| 金山節江後援会 | 代 表 者 | 庄司 隆 | 三島 俊夫 |
| 長野つね子後援会 | 会計責任者 | 河村 重美 | 落合 博 |
| 草の根市民の会 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市西川津町635 - 6 「草の根 ひろば」内 | 松江市西津田3 - 13 - 11 「草の根 ひろば」内 |
| 牛尾郁夫後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 益田市あけぼの本町4 - 1 | 益田市中須町507 - 5 |
| 牛尾郁夫後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 益田市幸町8 - 21 | 益田市あけぼの本町4 - 1 |
| 藤原たかひろ後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 雲南市木次町山方313 - 2 | 雲南市木次町里方624 - 13 |
| おばまひでひさ後援会 | 代 表 者 | 松井 市郎 | 鎌田 睦治 |
| | 会計責任者 | 安部 孝允 | 出川 聡悦 |
| 明日の横田を語る会 | 会計責任者 | 三成 二三枝 | 小池 敏治 |
| 中村芳信後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 鹿足郡日原町枕瀬570 | 鹿足郡日原町枕瀬575 - 13 |
| 宮内智士後援会（新風会） | 代 表 者 | 岡崎 茂匡 | 堀 忠愛 |
| | 会計責任者 | 城市 基 | 石橋 重幸 |
| 中国電力労働組合政治連盟島根県本部 | 会計責任者 | 新井 昌禎 | 赤松 富夫 |
| 島根県中小企業政治協会 | 代 表 者 | 今岡 嘉久三 | 古瀬 禦 |
| | 会計責任者 | 河野 安正 | 林 秀樹 |
| 多久和忠雄後援会 | 代 表 者 | 久家 一郎 | 藤井 巖 |
| 日本行政書士政治連盟島根県支部 | 代 表 者 | 曳野 俊宏 | 小山 忠 |
| 亀井久興後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市学園南1 - 9 - 19 - 102 | 浜田市紺屋町43 - 5 |
| 林仁後援会 | 代 表 者 | 林 通夫 | 三井 寅市 |
| 藤代昌希後援会 | 代 表 者 | 井上 正人 | 大前 実 |
| 島根県社会福祉政治連盟 | 主たる事務所 の所在地 | 八束郡美保関町大字北浦956 | 八束郡八雲村大字東岩坂2000 |
| | 会計責任者 | 木佐 卓男 | 井谷 眞澄 |
| かとう典明を励ます会 | 代 表 者 | 加藤 典明 | 郷原 仁 |
| | 会計責任者 | 加藤 恵美子 | 槇野 弘孝 |
| 石川幸男後援会 | 会計責任者 | 石川 ミユキ | 原 順吉 |
| 田中たかし後援会 | 代 表 者 | 錦織 謙 | 安部 義夫 |
| 福田実後援会 | 代 表 者 | 森山 護 | 天岡 正男 |
| | 会計責任者 | 胡摩田 弘孝 | 山口 俊行 |
| 島根県自動車整備政治連盟 | 会計責任者 | 渡部 勉 | 藤原 淳生 |
| 小林真二後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 雲南市加茂町加茂中939 - 1 | 雲南市加茂町加茂中946 - 1 |

| | | | |
|---------------|----------------|------------------|---------------------|
| いしばし良治後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 邑智郡邑南町矢上3929 | 邑智郡邑南町矢上3904 |
| | 会計責任者 | 日野出 昇 | 森上 秀雄 |
| 島根県軍恩政治連盟 | 主たる事務所 の所在地 | 松江市白潟本町75 | 松江市寺町 2 |
| 藤原政文後援会 | 代 表 者 | 藤原 清 | 景山 勉 |
| 安原しげたか後援会 | 代 表 者 | 小山 保尚 | 飯浜 位夫 |
| 日本看護連盟島根県支部 | 代 表 者 | 吉田 厚子 | 岩井 拙子 |
| | 会計責任者 | 吉田 厚子 | 岩井 拙子 |
| つもり良治後援会 | 会計責任者 | 川上 千鶴子 | 安部 純子 |
| 江津まちづくり夢づくりの会 | 代 表 者 | 今崎 信二 | 木村 博紀 |
| 三島よしのぶ後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 八束郡宍道町大字佐々布2222 | 八束郡宍道町大字佐々布2239 - 5 |
| 日高昭登の会 | 代 表 者 | 吉賀 孝夫 | 大隅 誠元 |
| 日高昭登の会 | 主たる事務所 の所在地 | 邑智郡邑南町中野3846 - 2 | 邑智郡邑南町中野598 |
| 日高昭登の会 | 主たる事務所 の所在地 | 邑智郡邑南町中野598 | 邑智郡邑南町中野3846 - 2 |
| 西尾こうじを励ます会 | 代 表 者 | 福田 敏治 | 森山 敏昭 |
| 内田たかしを育てる会 | 会計責任者 | 森本 秀歳 | 永野 春樹 |
| 湖陵町澄田信義後援会 | 会計責任者 | 桑原 壽之 | 園山 長俊 |
| 立脇通也後援会 | 代 表 者 | 井上 一夫 | 園山 進 |
| 志士の会 | 会計責任者 | 原田 恵美子 | 吉本 孝 |

島根県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

| 名 | 称 | 解散年月日 |
|---------------------|---|-------------|
| 自由民主党島根県塩政支部 | | 平成16年 1月31日 |
| 自由民主党島根県バス・タクシー支部 | | 平成16年 2月26日 |
| 自由民主党島根県浜田市第一支部 | | 平成15年12月31日 |
| 自由民主党島根県 L P ガス支部 | | 平成16年 4月22日 |
| 自由民主党島根県地域振興・防災支部 | | 平成16年 8月24日 |
| 民主党島根県参議院選挙区第 1 総支部 | | 平成16年11月29日 |

2 その他の政治団体

| 名 称 | 解散年月日 |
|-----------------|-------------|
| ひの昌男をはげます会 | 平成15年11月25日 |
| 新政会 | 平成15年12月31日 |
| あすの県政を考える会 | 平成15年12月31日 |
| 福間一義後援会 | 平成15年12月25日 |
| 山根良雄後援会 | 平成13年12月31日 |
| 小田たいけい後援会 | 平成16年1月30日 |
| 寺戸洋右後援会 | 平成15年12月31日 |
| 町おこし研究会 | 平成16年2月10日 |
| 田村節美後援会 | 平成16年3月18日 |
| 公平誠実町民参加の町をつくる会 | 平成14年12月31日 |
| 北国よしひさ後援会 | 平成15年12月26日 |
| 安達和俊後援会 | 平成16年3月31日 |
| 加田のりやす後援会 | 平成15年12月31日 |
| 下岡安之後援会 | 平成16年3月30日 |
| み澄みの風(街・人・土)後援会 | 平成15年12月31日 |
| 桑原明義支援者会 | 平成15年12月31日 |
| 豊友会 | 平成16年2月11日 |
| 地方自治研究会 | 平成15年12月31日 |
| 曾田昌吉後援会 | 平成16年2月24日 |
| 吉田十二後援会 | 平成15年12月31日 |
| 稲麦会 | 平成15年12月31日 |
| たけだ民三後援会 | 平成15年5月1日 |
| 村上義一後援会 | 平成16年3月31日 |
| 藤原芳男後援会 | 平成16年3月31日 |
| 田中榮悦後援会 | 平成16年6月1日 |
| 田中仁後援会 | 平成16年6月27日 |
| 下岡勝後援会 | 平成16年7月10日 |
| 綾部正後援会 | 平成16年8月12日 |
| 佐々木節也後援会 | 平成16年8月27日 |
| 中島司を励ます会 | 平成16年9月12日 |
| 園山長俊後援会 | 平成15年12月31日 |
| 森山益吉後援会 | 平成16年9月30日 |
| 三上隆三後援会 | 平成16年9月30日 |
| 三上辰男後援会 | 平成16年10月10日 |
| のおの知恵子島根県後援会 | 平成16年10月26日 |
| 林興平後援会 | 平成16年10月31日 |
| 笹井ひろふみ後援会 | 平成16年6月30日 |
| 島根県久世きみたか後援会 | 平成16年7月27日 |
| 湖陵町澄田信義後援会 | 平成16年9月7日 |
| 金谷正俊後援会 | 平成16年9月15日 |
| 富永利典後援会 | 平成15年12月31日 |

| | |
|-----------------|-------------|
| 大畑せいじ後援会 | 平成16年 9月24日 |
| 渡部敏夫後援会 | 平成15年12月31日 |
| ごうど至と島根の政治を変える会 | 平成16年11月29日 |
| 岩田寛後援会 | 平成16年11月30日 |
| 島根県こにし恵一郎薬剤師後援会 | 平成16年12月 1日 |

島根県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------------|--------------------|--------|
| 飯石 英雄 | 木次町議会議員 | 飯石英雄後援会 | 雲南市木次町木次462 | 飯石 英雄 |
| 永見おしえ | 益田市議会議員 | 永見おしえ後援会 | 益田市駅前町 4 - 7 | 永見おしえ |
| 南波 巖 | 松江市議会議員 | 南風会 | 松江市上東川津町1783 | 南波 巖 |
| 福原慎太郎 | 益田市議会議員 | 福原慎太郎後援会 | 益田市幸町 1 - 25 | 福原慎太郎 |
| 神門 至 | 参議院議員 | ごうど至と島根の政治を変える会 | 松江市大正町446 - 23 | 神門 至 |
| 青木 幸正 | 雲南市議会議員 | 青木幸正後援会 | 雲南市加茂町加茂中1330 - 29 | 青木 幸正 |
| 江隅 一徳 | 雲南市議会議員 | えすみ一徳後援会 | 雲南市木次町西日登104 | 江隅 一徳 |
| 田中 明子 | 松江市議会議員 | 田中あきこ後援会 | 松江市比津町34 - 1 - 201 | 田中 明子 |
| 嘉本 祐一 | 安来市議会議員 | かもと祐一後援会 | 安来市西赤江町824 - 92 | 嘉本 祐一 |

島根県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異 動 内 容 | |
|-----------|-----------|-------|---------|---------|
| | | | 新 | 旧 |
| 山口 弥 | 山口元後援会 | 代 表 者 | 山口 弥 | 山口 元 |
| 園山 繁 | 園山繁後援会 | 公職の種類 | 島根県議会議員 | 平田市議会議員 |

島根県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき指定の取消の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
|-----------|---------|-----------------|-----------------|--------|
| 土岩 勲 | 島根県議会議員 | 新政会 | 簸川郡佐田町大字一窪田2054 | 土岩 勲 |
| 原 隆利 | 出雲市議会議員 | 地方自治研究会 | 出雲市東林木町654 | 原 隆利 |
| 萬代 輝正 | 出雲市議会議員 | 稲麦会 | 出雲市矢野町185 | 萬代 輝正 |
| 大畑 誠司 | 益田市議会議員 | 大畑せいじ後援会 | 益田市高津四丁目22 - 24 | 大畑 誠司 |
| 神門 至 | 参議院議員 | ごうど至と島根の政治を変える会 | 松江市大正町446 - 23 | 神門 至 |

島根県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、飯南町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変 更 年月日 |
|------------------|--------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 施 設 の 名 称 | 所 在 地 | 施 設 の 名 称 | 所 在 地 | |
| 頓原町民体育館 | 飯石郡頓原町大字頓原町2093番地2 | 頓原町民体育館 | 飯石郡飯南町頓原2093番地2 | 平成17年1月1日 |
| 頓原町農村環境改善センター | 飯石郡頓原町大字頓原町2093番地2 | 頓原農村環境改善センター「みせん」 | 飯石郡飯南町頓原2093番地2 | 平成17年1月1日 |
| 頓原町トレーニングセンター | 飯石郡頓原町大字八神179番地 | 頓原トレーニングセンター | 飯石郡飯南町八神179番地 | 平成17年1月1日 |
| 赤来町農村環境改善センター | 飯石郡赤来町大字下赤名862番地 | 赤名農村環境改善センター | 飯石郡飯南町下赤名862番地 | 平成17年1月1日 |
| 赤来町基幹集落センター | 飯石郡赤来町大字野萱311番地6 | 来島基幹集落センター | 飯石郡飯南町野萱311番地6 | 平成17年1月1日 |
| 赤来町高齢者コミュニティセンター | 飯石郡赤来町大字井戸谷478番地1 | 谷高齢者コミュニティセンター | 飯石郡飯南町井戸谷478番地1 | 平成17年1月1日 |
| 赤来町農林会館 | 飯石郡赤来町大字下赤名876番地 | 赤名農林会館 | 飯石郡飯南町下赤名876番地 | 平成17年1月1日 |

島根県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年1月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 施設 の 名 称 及 び 所 在 地 | | 変 更 事 項 | 変 更 後 |
|--------------------|-------------------|-----------|----------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 養護老人ホーム 琴引の里 | 飯石郡頓原町大字頓原村2001番地 | 施設の所在地の表記 | 飯石郡飯南町頓原2001番地 |
| 特別養護老人ホーム 愛寿園 | 飯石郡頓原町大字佐見45番地 | 施設の所在地の表記 | 飯石郡飯南町佐見45番地 |

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、島根県知事から平成15年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成17年 1月14日

島根県監査委員 島 田 三 郎
 同 中 村 芳 信
 同 生 田 洋 一
 同 谷 本 敏

平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 1 包括外部監査の特定事件
島根県職員の給与制度等について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

| 監 査 結 果 | 措 置 等 の 内 容 |
|---|---|
| <p>報告書中</p> <p>【包括外部監査結果の総括】</p> <p>1. 給与決定制度</p> <p>(1) 昇任・昇格</p> <p>① 横並び昇格</p> <p>行政職職員の昇格にあたっては採用時の累積経験年数と在級年数を基準としている。この基準は上限を示すものであり、実際の運用に当たっては大卒で、早くても経験年数21年で 7 級に昇格となっており、この基準よりかなり遅い速度となっている。しかしながら 7 級までは、速度の差はあれ、結果的にほぼ横並びの昇格となっている。職員の志気の向上と公務能率の向上のためにも是正の必要がある。</p> <p>② 昇任・昇格における能力実証</p> <p>給料表の各級は、職務の内容と責任の度合いによって規定されており、上位の級への昇任・昇格は職員の勤務成績、その他能力の実証に基づいて行われる</p> | <p>【総務部】</p> <p>人事課</p> <p>適材適所の人事配置、職員の能力開発を主目的として、新しい人事評価制度の導入を進めている。</p> <p>特に、管理職にあっては、その評価により現行より更に的確な配置や昇任を行い、さらにはその成果を給与に反映させることとしている。</p> |

べきであるが前述のように一定の級までは経験年数等により年功的に昇格する傾向が見られる。

標準職務（係長、課長補佐等）への昇任は、勤務評定等を参考にして決定されているが、相当職（主任主事、主幹等）への昇任や同一職務での昇格は累積経験年数と在級年数で行っている傾向が見受けられる。

こうした年功序列による昇任、昇格は、経験年数が職務遂行能力に影響する職務内容や個別の成績の評価が難しい業務体制下ではそれなりに納得性があったことは認めるが、今日のように新たに生じる困難な行政課題が山積する状況下では、それに対処するための適材適所の人事配置を阻害するおそれが大いと思われる。

民間においても、厳しい経済競争の中、企業も生き残るために、人事評価は能力主義から成績主義の流れにある。

島根県としても複雑化する行政課題に対応し、事務事業を的確に実施するためには、昇任試験や更に的確な勤務成績の評定（地方公務員法第40条）などの能力の実証に基づいて、よりすぐれた人材の登用を行う必要がある。そのためには、新しい人事評価制度の導入が必要である。

③ 退職時昇格

定年及び死亡退職時に特定の職務の級以下であった場合、内規である「昇任等の取扱い」に基づき昇格が実施されている。例えば行政職であれば7級以下について（死亡の場合は8級以下）各上位級へ昇格することになる。

当該昇格の根拠規則は「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第18条（昇格）とのことである。しかし、この第18条は一般的な昇格を規定するものであり、昇格後の勤務が予定されている。

よって、退職者について、条件を満たせば全員が昇格することは、問題だと考える。退職者に対し、勤務実績の無い級の退職金を安易に支給することになる。

(2) 昇給

① 普通昇給

職員が昇給期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給（普通昇給）させることが

退職時の特別昇給に関して国と同様な制度に見直したことに合わせ、退職時昇格制度について、平成16年2月2日から公務上の死亡以外については廃止することとした。

できることとなっている。

普通昇給の発令にあたっては、昇給させようとする者の勤務成績についての証明を得て行わなければならないので、現に受けている号給を受けるに至った時から昇給期間を経過するまでの間の勤務成績が良好である旨の証明が得られた職員について、昇給発令が行われることになる。

したがって、勤務成績判定期間の勤務成績が良好である旨の証明が得られなかった職員の昇給発令は行われないことになるが、このほか休暇、休職により勤務日の 6 分の 1 以上に相当する日数を勤務しなかった職員や勤務判定期間において停職、減給等を受けた職員についても、その証明が得られないものとして同様に扱われる。

実際には、上記休暇・休職、停職・減給等に該当する者を除いて、全員が良好な成績で勤務したことの証明がなされ、普通昇給する。しかしながら上記の除外理由には該当しない勤務成績不良者についても新しい人事評価制度では昇給発令を見合わせる処置が必要であると思われる。

普通昇給は、職員の権利として主張しうるものであるかどうかであるが、最高裁判所は、その法的性質は、職員に対して昇給請求権を与えたものではないと判示している（最高裁昭55・7・10判決）。

特別昇給

特別昇給は、「職員の給与に関する条例」の定めるところにより、職員の勤務成績が特に良好であった場合及び人事委員会が特に必要であると認める場合に、普通昇給に要する期間を短縮し、または現に受けている号給より 2 号給以上上位の号給に昇給させ、あるいはそのいずれをもあわせて行うことをいう。

この特別昇給の対象は、勤務成績の判定の結果が優秀である場合、勤務成績に基づき表彰を受けた場合、業務成績の向上や発明考案等により表彰を受けた場合、長期間勤務した後に退職する場合などである。

勤務成績優秀者や被表彰者に係る特別昇給は「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第 30 条に基づく特別昇給定数（職員定数の 15%）の範囲内で行われており、平成 14 年度の知事部局においては職員定数の 14.4% について特別昇給が行われた。

勤務成績不良な職員に対する普通昇給の取扱いについては、新しい人事評価制度の導入に併せて評価基準を検討していきたい。

実際の運用に当たっては下記アの成績特昇から工の最賃特昇を対象とし、昇給させようとする者について、所属長から、昇給内申書により勤務成績が特に優秀である旨の証明が得られた職員を特別昇給させているが、結果的にはほぼ全員が一律に昇給している。

「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」第28条にも、「昇給させることができる」となっており、一律適用を意味していない。

これは現時点で適正な人事評価制度が確立されていないことから生じているものと考えられるが、本来、特別昇給は職員の士気の確保に有効な制度であることから、早急に新しい人事評価制度を確立し、この制度を実効あるものにする必要がある。

15%という数字は、評価対象者に対する特別昇給者の割合の目安、上限と考えられるが以下のように評価対象者のほぼ全員が特別昇給するのであれば、本来の理念からは外れた運用ではないか。また、所属長の内申に対して、人事課は内部牽制機能を果たすべきと考える。

ア 成績特昇

採用後、一定の期間勤務した職員は、その職務上の能力が経験年数に応じ向上しているものとして、特別昇給させているが、採用後の経過年数（3年、11年、18年等）によって一律に適用しており、勤務成績に基づくものとはいえない。昇給制度の本質に反するものである。成績特昇は人事評価が前提のはずのものである。

イ 中高年層前期特昇

給与水準が全国で最下位であることや中高年層の給与対策としてその改善と勤務意欲の向上を図るために行政職7級以上（年齢51歳以上）の職員を対象として実施したが、給与の改善に主眼が置かれている。特別昇給は、個人々々の勤務成績により行われなければならない。

また、特に行政職9級以上の職員は年齢に関わり無く対象になっているが、9級以上は管理職の中でも上位に位置する職員であり、現状の評価制度でも評価が十分可能な職級であるにもかかわらず、同じく一律で特別昇給させている。

この制度は、平成15年3月末で既に廃止されている。

①②

勤務成績が特に優秀である職員に対する特別昇給の取扱いについては、新しい人事評価制度の導入に併せて評価基準を検討していきたい。

ウ 中高齢層後期特昇

58歳以上昇給停止時の措置として、直前に、一律に、人事評価によらず特別昇給させるものである。これは58歳以上昇給停止の効果を減殺するものである。その結果枠外給の職員については、制度導入前より、かえって昇給時期が9ヶ月早まる場合もあった。

この制度についても平成15年3月末で既に廃止されている。

エ 最賃特昇

最賃特昇は、内規で定めた「年齢別基準級号給表」を基に年齢に対応する基準級号給と現在の級号給に差があった者を昇給させるものであり、要件に該当すれば何度でも適用されるものである。行き過ぎた年功制度の平等性といえるが、級号給に差の生じている中途採用や休職者にとっては数少ない挽回の機会であるといえる。但し、人事評価によらず一律に実施されることについては、上記成績特昇と同様の問題がある。但し、該当者は少ない。

オ 10年以上勤務して退職する場合の特別昇給

この制度は10年以上勤務して退職する場合に2号級昇給させる制度であるが、退職手当は勤続年数が長くなるのに伴い支給割合も増加する。特昇により給与が2号給増加するとなると二重褒賞となる。

なお、国は20年以上、他県も過半数が20年以上で1号給昇給となっており、H16.1.1の改正で本県も、「勤務成績の良好な職員が20年以上勤務して退職する場合」に1号給昇給させることと改正された。しかし、実質的な人事評価によらず、依然として一律適用するのであれば、地方公務員法で規定する特別昇給の本来の趣旨からは外れている。

(3) その他

① 級別定数

職員の職務は、その複雑さ、困難さ及び責任の度合いに基づき、級別標準職務表等を基準として、給料表に定める職務の級に分類している。現状の級別職員数を見ると、管理職である行政職8級職員はポストの関係もあり、ここ数年は微増に止まっ

オ

国において20年以上勤務して退職する場合の特別昇給が廃止されたことに伴い、県も平成17年1月1日から廃止することとした。

ている。しかしながら、課長補佐級である行政職7級職員については、職員の年齢構成に起因して、大幅に増加している。

職は必要があるから置くので、単に職員の年齢構成のみによって、無制限に増えるのはおかしい。職の定数があつてしかるべきである。しかし、級別定数は規則には規定されているが、実質的に決められていない。したがって、級別定数を設定する必要がある。

地方公務員法の規定では、次のように解釈されている。「級別定数は、級別職務分類表と組み合わせて運用されることにより、地方公共団体における職制の立て方、一定の級に属する職の数、すなわち当該級に任用されうる者の数、あるいは予算上の給与費などと総合的な調整が行われることになる。級別定数は、このように人事管理、組織管理および予算管理の上で極めて重要な意義を有するものである。よりすぐれた行政管理を行うためには、級別定数の設定を早急に行う必要がある。」

国は標準職務表を人事院規則で定め、級別定数と相まって個々の職の格付けが厳格に行われている。

現実的には、現に勤務する職員の能力・職責・業績に対して定める職務の級との関係、現在の級別職員数の分布状況、年代間で較差のある年齢構成実態、職員の士気の確保等検討すべき課題は多い。

また現在のところ、他県でも級別定数を設定している県はないが、よりすぐれた行政管理を行うために、また、適正な給与管理、人件費管理を行うためにも、級別定数の設定を行うべきであると考えられる。

② 勤勉手当

一般職においては、懲戒処分被処分者を除き勤勉手当が一律に支給されている。

本来、能率給の性格を持つ勤勉手当を一律支給するということは、給与制度の能力主義的運用を阻害するものであり、又、均衡の原則（地方公務員法第24条第3項、民間との比較）に反するものである。

なお、H14年度、警察は懲戒処分被処分者を除き、±10%の差を設けている。

監査結果にもあるように、「現実的には、現に勤務する職員の能力・職責・業績に対して定める職務の級との関係、現在の級別職員数の分布状況、年代間で較差のある年齢構成実態、職員の士気の確保等検討すべき課題は多く」、他県でも設定しているところがない状況にあるが、指摘の主旨を踏まえ検討を行う。

行政サービスの向上のためには、公務にある職員の志気と資質を高めていくことが重要である。そのためにも新しい人事評価制度を早期に確立し、職員の処遇に正しく反映させていくことが必要である。

勤勉手当における成績率の導入については、新しい人事評価制度の導入に併せて評価基準を検討していきたい。

2. 人事評価制度

(1) 島根県の人事評価制度

現在の島根県の勤務評定制度は、任用を伴う異動の際等には利用されているが、給与、昇格などには連動していない。

しかしながら、給与、昇格、昇任は、一体となって運用されるべきものであり、従って、法第40条第1項に規定されているその評定の結果に応じた措置が、完全に講じられているとはいえず、第2項の勧告も行われていない。

人事課も下記の点を認めている。

現在の勤務評価制度は、以下のような問題点があることから、厳しい経済情勢や本格的な地方分権時代の要請に十分応えられなくなっている。

評価基準が個別的・具体的な職務行動に基づいていないため、実際の職務行動に則した育成・指導が不十分であること。

評価基準が公表されていないため、評価結果を職員へフィードバックし、職員の能力開発を促すことが不十分であること。

(2) 新しい人事評価制度

① 必要性

上記のように現行の勤務評定制度では、行政ニーズが複雑高度化、多様化してきている中で、県民の期待にこたえ、県民本意の良質で効率的な行政サービスを提供するための職員の任用、給与制度を構築することはできない。

今後早急に新しい人事評価制度を導入し、優秀な人材の登用、確保、職員の志気の向上、給与制度の透明性の向上を図らねばならない。

島根県においては、現在、500人の人員削減を目指しているが、これは少数精鋭主義によって、公務能率の増進を図るためには、優秀な人材を確保し、それを優れた職員として育成していく必要があるからである。

そのためには、現行の勤務評定制度に替えて新しい人事評価制度を導入し、職員を能力主義により登用することによって、質の高い行財政運営を行っていく必要があるからである。

方向性

これまで述べてきたように、現在島根県では、普通昇給・特別昇給や昇格・昇任、勤勉手当の支給割合を一律に実施することにより、職員の志気と公務能率の向上を著しく妨げている。また、勤務成績不良者への対応が不十分であると思われる。

このため、新しい人事評価制度では、勤務成績の判断基準を明確にできるものとし、県民の要請に応え、職務遂行能力に応じた給与制度を実現するものとする必要がある。

公務員は、一般的に、平等主義になり易いことや、競争の少ない社会で集団の秩序を優先させながら仕事をしていることや、あるいは評価が減点主義的なものになり易いといったことがある。

これは組織で仕事をしており、収益等による明確な成績判断ができないため評価が困難であるといったこともあろうが、公務員であってもサービスの生産性はあり、評価はできるはずである。

こういった点を踏まえながら、新しい人事評価制度では、正しい実績評価のための説得力のある評価方法の確立が必要となる。

従って新しい人事評価制度では、これまでいわれていた減点主義的なものでなく、県民の負託に応えるべく、より困難な仕事や新分野への取り組みを評価する、加点主義的な評価を行う仕組みや能力や意欲を適正に評価し、給与、登用に生かしていく仕組みづくりが必要であろう。さらには、評価を適正に行うために、管理職の考課能力の向上も必要となってくると思われる。

3. 人事管理

(1) 分限・懲戒の成績不良者への適用

分限制度は、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をする権限を、任命権者に認めるとともに、他方で職員の身分保障の見地から、その処分権限を発動しうる場合を限定したものである（最高裁昭48・9・14判決）。その一定の事由というのは、職員が

職員の能力開発や、公務員制度改革（能力・実績主義の人事管理）に対応した新しい人事評価制度については、平成16年11月から管理職員への試行的導入を行っている。

今後、一般職員への導入に向け、積極的に取り組むと共に、目標設定訓練や考課能力向上のための考課者訓練などを充実し、適正な評価制度を構築する。

その職責を十分に果たすことができないことであるが、このような場合には、公務能率を維持することを目的として不利益処分を行うことが認められている。

従って、勤務成績不良者や公務員としての不適格者についても、職員の意に反する降任、免職及び休職を厳正に執行する姿勢を持つべきである。

勤務不良者や公務員不適格者への対応については、「職務遂行能力を十分に発揮できない職員に対する支援・指導に関する要綱」を策定・周知し、該当職員に対し、職場での支援・指導を行っている。

出勤簿については、出勤後速やかに押印するよう各部署に通知し、徹底を図っている。

電子化等の方法による出勤状況の確認手法については、必要性も含めて検討している。

4. その他

(1) 出勤簿

出勤簿への押印が、後日、事後的になされているケースが見受けられた。出勤簿が出勤管理に役立たないのであれば、パソコン入力による電子化等の方法による、出勤状況確認の明確化が必要ではないか。

(2) 時間外勤務命令

公務のため臨時又は緊急の必要性に関する理由の記載がない。命令簿においては業務内容のほか、その業務が臨時である理由を明記して命令すべきではないか。

現状では、命令者（直属の上司等）が時間外勤務の必要性を認識していても、第三者が事後的に確認することはできない。情報公開制度が推進されるなかで、公務の執行に関する透明性、説明責任の確保も重要であると思われる。

時間外勤務については、平成18年度までの3年間で概ね半減を目標に、縮減対策を図っていくこととしている。

その際、時間外業務の必要性を直属の上司が判断し、原則当初命令の変更（延長）は行わないなどの取組の徹底を図っている。

正

誤

平成16年 6月22日付け島根県報第1,583号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-----------|--------|
| 2 | 下から 1 | (17) 施行細則 | (8) 規則 |
| 3 | 上から 1 | (18) 施行細則 | (9) 規則 |

平成16年 9月24日付け島根県報第1,610号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|--------|-----------------|----------------|
| 4 | 上から 16 | 島根県教育委員会規則第 7 号 | 島根県教育委員会規則第24号 |

